集落移転に関する国・都道府県の動向について

National and provincial trend of reorganization of settlement

前川英城* 齋藤晋** Hideki MAEKAWA Susumu SAITOH

1.目的

都道府県過疎地域自立促進方針は,過疎地域自立促進特別措置法5条に基づき,都道府県によって策定される過疎対策の方針である。この方針における目標の1つに「集落の整備」が設定されている(法3条の5)。その中では集落の整備方針や集落移転を含めた集落の再編整備について述べることになっている。方針の策定にあたって,都道府県知事は総務大臣,国土交通大臣,農林水産大臣と協議し同意を得なければならない(法5条の4)。従って,この方針を見ることで,国や都道府県の集落移転に対する考えをうかがうことができる。

そこで,本報告では都道府県過疎地域自立促進方針に着目し,国や都道府県の集落移転に関する動向をまとめる。

2.国の集落移転に関する動向

都道府県の動向を示す前に,国の動向を示す。担当省のうち総務省・農林水産省では,集落移転 に関連する以下のような動向が見られた。

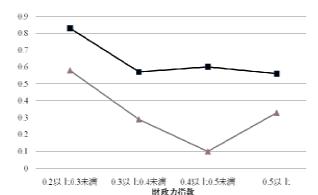
総務省:2008 年の過疎問題懇談会で,集落点検で住民が問題点を検討した結果,集落での生活が限界であると判断した場合は集落移転を検討する必要があることを示す¹⁾。

農林水産省:2007 年に実施した「限界集落における集落機能の実態等に関する調査」(農村開発 企画委員会へ委託)報告で「むらおさめ」に言及する²⁾。

3. 都道府県の集落移転に関する動向

過疎地域自立促進方針は、Web 上で公開している道県については Web から入手し、公開していない府県については担当者に問い合わせて入手した。なお、神奈川と大阪は、過疎法における過疎地域の指定要件に該当するところがないので除外している。

過疎地域自立促進方針には,前期方針(平成 12 年度~16 年度)と後期方針(平成 17 年度~21 年度)がある。今回は,このうち後期の方針を取り上げる。「集落の整備」の中で「集落移転」に触れられているかどうかを調べたところ,29 道府県が「集落移転」に触れていた。また,集落移転に言及している道府県のうち,跡地管理にまで言及しているところは 14 であった。ただし,単に触れただけで,実質は定住促進団地の建設など,別の対策に重点を置いているところも少なくなかった。都道府県別に記述を整理した結果を次ページ表1にまとめる。集落移転記述のなかった都県のうち,東京は「集落の整備」という項目自体が設けられていなかった。なお,都道府県の対応の違いを考えるために,方針策定時の直近である 2005 年度の財政力指数を併記した。



-■-集落移転記述の有無の割合 → 跡地管理まで含む記述の有無の割合

図』 財政力指数別集落移転への言及

Table 1 The reference to reorganization of settlement according to the financial

次に,都道府県を財政力指数を用いて「0.2 以上 0.3 未満」,「0.3 以上 0.4 未満」,「0.4 以上 0.5 未満」,「0.5 以上」の 4 グループに 分け,各グループでどの程度記述が見られるか を比較した。結果を図1に示す。図1より,財 政力指数が 0.3 未満になると,集落移転や跡地 管理に言及する割合が高くなる傾向が見られ る。

4. 小括

都道府県では財政力指数の低い県で集落移 転が考慮される一方,国もこの方針を承認して いることから,集落移転は現実的な選択肢の1 つとなりつつあると思われる。

なお,今回の過疎法は今年度で終了する。す でに次回の過疎法に向けて,都道府県をはじめ, *: 記述あり x: 記述なし

表1 集落移転への言及

Table 1 The reference to reorganization of settlement

Table 1 The refe	rence to reorganiza		
	集落移転記述の		財政力指数
都道府県名	有無	記述の有無	(2005)
北海道			0.36
青森			0.27
岩手	×	×	0.27
宮城		×	0.48
秋田			0.25
山形		×	0.3
福島		×	0.39
茨城		×	0.54
		×	
栃木			0.53
群馬		×	0.5
埼玉	×	×	0.65
千葉	×	×	0.65
東京	×	×	1.11
新潟			0.38
富山			0.37
石川	×	×	0.4
福井	×	×	0.34
山梨	,	×	0.35
長野		×	0.4
岐阜		×	0.44
			0.44
静岡	×	×	
愛知			0.89
三重	×	×	0.49
滋賀		×	0.45
京都			0.48
兵庫	×	×	0.49
奈良		×	0.36
和歌山			0.28
鳥取	×	×	0.23
島根		×	0.21
岡山		×	0.42
広島	×	×	0.48
山口	×	×	0.37
徳島	- ^ -	×	0.37
香川			0.31
	×	×	0.39
愛媛	×	×	
高知			0.22
福岡			0.54
佐賀			0.29
長崎			0.25
熊本	×	×	0.33
大分	×	×	0.3
宮崎		×	0.26
鹿児島			0.27
沖縄		×	0.27
. ÷¬`+ + 1	±¬\+ +\1		0.27

全国町村会や全国山村振興連盟など過疎問題の関連各団体が要望を提出している。次回の過疎法で は、集落移転がどのように位置づけられるのか注目したい。

謝辞:過疎地域自立促進方針の入手にご協力いただいた都道府県担当者の方々,また,ご助言をいただいた共同研 究会「撤退の農村計画」のメンバーの皆様にこの場を借りてお礼いたします。

【参考資料】

1)総務省過疎問題懇談会 (2008): 過疎地域等の集落対策についての提言 集落の価値を見つめなおす

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/pdf/kasomain0_080424_3.pdf)

2)農村開発企画委員会(2007):限界集落における集落機能の実態等に関する調査.

(http://www.maff.go.jp/nouson/seisaku/community/h18report.pdf)